

(様式第3号)

消費者訴訟費用貸付金貸付契約書

貸主大阪市(以下「貸主」という。)と借主 (以下「借主」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(金銭の貸借)

第1条 貸主は、借主に対し消費者訴訟費用として、以下の条項の約定により金 円を貸し付け、借主は、これを借り受ける。

(利息及び償還方法)

第2条 資金は、無利息とする。

2 借主は、当該貸付金に係る審級の訴訟が終了した翌日から起算して6箇月以内に資金の全額を一括して返還するものとする。

3 貸主は、前項の規定にかかわらず、借主に災害、疾病その他やむを得ない理由があると認めるときは、貸付金の返還の期限を猶予することができる。

(使用目的)

第3条 借主は、当該貸付金を消費者訴訟に要する経費に使用しなければならない。

(連帯保証人)

第4条 連帯保証人は、本契約に基づき成立する借主の金銭消費貸借上の債務を借主と連帯して保証する。

(即時返還)

第5条 借主は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第2項及び第3項の規定にかかわらず、貸主の請求により貸付金の全部又は一部を即時に返還しなければならない。

(1) 正当な理由がなく、貸付金の貸付決定の通知を受けた日から起算して3箇月以内に当該消費者訴訟を提起しないとき

(2) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき

(3) 虚偽その他不正の手段により貸付金の貸付けを受けたとき

(4) 消費者訴訟費用貸付金貸付決定通知書に付した条件に違反したとき

(5) 連帯保証人を欠き、新たに立てることができなくなったとき

(6) 当該貸付金に係る訴訟を取り下げたとき

(延滞金)

第6条 借主は、定められた返還期限までに正当な理由なく貸付金を返還しなかったときは、当該返還期限の翌日から当該貸付金を返還した日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を納付しなければならない。

2 当分の間、前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例

